

**福島県河川審議会
(第27回)**

議 事 録

日 時：令和6年1月23日（火）14:30～16:00

場 所：キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）3階会議室あづま

福島県河川審議会

(第 27 回)

議事録

日時：令和 6 年 1 月 23 日（火） 14:30～16:30

場所：キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ） 3 階会議室あづま

(司会)

定刻となりましたので、第 27 回福島県河川審議会を始めさせていただきます。

はじめに、本審議会の開会に先立ちまして、第十期河川審議会委員の委嘱状を交付させていただきます。

土木部技監より、席の順に辞令をお渡ししますので、お名前を呼ばれた方は、御起立の上、その場でお受け取り願います。

すずきみゆき
鈴木深雪 様

(鈴木委員)

よろしく申し上げます。

(司会)

たんのたかのり
丹野孝典 様

(丹野委員)

よろしく申し上げます。

(司会)

ながばやしひさお
長林久夫 様

(長林委員)

よろしく申し上げます。

(司会)

よしだまゆみ
吉田真弓 様

(吉田委員)

よろしく申し上げます。

(司会)

たかまつぎぎょう
高松義行 様

(高松委員)

よろしくお願います。

(司会)

わきざかよしひろ
脇坂齊弘 様

(脇坂委員)

よろしくお願います。

(司会)

なお、本日オンラインにより御参加いただいております

あんざいやすし 安齋康史 様、おおごしのりえ 大越則恵 様、きくちたくろう 菊地卓郎 様、たかたまともこ 高玉智子 様、みずさわれいこ 水澤玲子 様、よこよしゆき 横尾善之 様

また、本日都合がつかず欠席されております

しぶやじゅんこ
渋谷順子 様

には、事前に委嘱状をお送りさせていただいております。

委嘱期間は本日より2年間となっております。よろしくお願申し上げます。

それでは、第27回福島県河川審議会を開催いたします。

はじめに、山田技監より御挨拶を申し上げます。

(山田技監)

はじめに、新年早々、石川県能登地方を震源とする地震が発生し、大きな被害をもたらしました。福島県では現在、現地に職員を派遣し、これまでの地震災害対応の経験をいかして復旧業務にあたっております。引き続き、被災された方々が一日も早く元の生活を取り戻されるよう最大限の支援を行ってまいります。

それでは改めまして、第二十七回福島県河川審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には御多用中にもかかわらず御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から県政の進展に御支援と御協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

本審議会につきましては、平成八年六月に、河川行政の適正かつ円滑な遂行を図る目的で設置し、これまで多くの委員の皆様から、河川行政に対する大変有益な御意見をいただいております。

この度の第十期の委員改選では、3名の方を新たな委員としてお迎えし、全13名の委員の皆様より今後2年間、御審議いただくこととなります。委員の皆様には、河川行政に対する日頃からの

お考えなど幅広い視点から御意見いただきますようお願いいたします。

さて、未曾有の大災害となった東日本大震災からまもなく13年が経過しようとしておりますが、公共土木施設の災害復旧事業については帰還困難区域を除いて全て完了しております。一方で、県内各地で甚大な被害が発生した令和元年東日本台風災害をはじめ、会津北部を中心とした令和4年8月豪雨や、浜通りで県内初の線状降水帯が発生した昨年9月の台風13号など、水災害が頻発化・激甚化しており、全国各地でも毎年のように大雨による被害が発生しております。

本県では「防災・減災、国土強靱化」の取組といたしまして、令和元年東日本台風を踏まえ、「福島県緊急水災害対策プロジェクト」を策定し、河川改修や河道掘削に加え、河川監視カメラの設置や洪水浸水想定公表など、ハード・ソフト対策が一体となった治水対策を推進するとともに、昨年の台風13号による被災への対応、さらには流域内のあらゆる関係者が協働して対策を行う流域治水に取り組んでおります。

本日の審議会では、阿武隈川の流域治水に係る本県の取組状況のほか、台風13号の被害状況や「福島県緊急水災害対策プロジェクト」の進捗状況について御報告をいたします。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。

次に、本日、御出席をいただきました委員の皆様を御紹介させていただきます。

会場にいらっしゃる方から、名簿順に御紹介させていただきます。

公益社団法人福島県建築士会理事、鈴木深雪^{すずきみゆき}委員です。

(鈴木委員)

鈴木と申します。よろしくお願い申し上げます。

(司会)

福島民友新聞社執行役員編集局長、丹野孝典^{たんのたかのり}委員です。

(丹野委員)

丹野です。よろしくお願い申し上げます。

(司会)

日本大学工学部名誉教授、長林久夫^{ながばやしひさお}委員です。

(長林委員)

長林と申します。よろしくお願い申し上げます。

(司会)

いわき地域環境科学会、吉田真弓よしだまゆみ委員です。

(吉田委員)

吉田と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

本宮市長、高松義行たかまつぎぎょう委員です。

(高松委員)

高松でございます。お世話になります。よろしくお願いいたします。

(司会)

合同会社ねっか代表社員、脇坂齐弘わきざかよしひろ委員です。

(脇坂委員)

脇坂と申します。どうぞよろしくお願ひします。

(司会)

続きまして、オンラインで参加されている委員の皆様を御紹介させていただきます。

福島民報社取締役編集局長、安斎康史あんざいやすし委員です。

(安斎委員)

安斎です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

西郷村くらしの会会長、大越則恵おおこしのりえ委員です。

(大越委員)

大越です。よろしくお願ひいたします。

(司会)

福島工業高等専門学校教授、菊地卓郎きくちたくろう委員です。

(菊地委員)

菊地でございます。よろしくお願ひいたします。

(司会)

特別養護老人ホーム万葉園施設長、高玉^{たかたまともこ}智子委員です。

(高玉委員)

高玉です。よろしくお願いいたします。

(司会)

福島大学人間発達文化学類准教授、水澤^{みずさわれいこ}玲子委員です。

(水澤委員)

水澤です。よろしくお願いいたします。

(司会)

福島大学共生システム理工学部教授、横尾^{よこおよしゆき}善之委員です。

(横尾委員)

横尾です。よろしくお願いいたします。

(司会)

以上、本日御出席いただいている12名の委員でございます。

引き続き、事務局を御紹介させていただきます。

土木部技監 山田^{やまだつよし}毅です。

(山田技監)

よろしくお願いいたします。

(司会)

土木部次長河川港湾担当 中川^{なかがわよしのり}善則です。

(中川次長)

どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

河川計画課長 唐橋^{からほしかおる}薫です。

(唐橋河川計画課長)

唐橋です。よろしくお願いいたします。

(司会)

河川整備課長 ^{すぎはらまさと} 杉原雅人です。

(杉原河川整備課長)

よろしくお願いいいたします。

(司会)

砂防課長 ^{こんないたけし} 近内 剛 です。

(近内砂防課長)

近内です。よろしくお願ひします。

(司会)

主幹以下の職員は、出席者名簿への氏名記載をもちまして紹介を省略させていただきます。
以上でございます。

本日は委員12名の御出席をいただき、過半数に達しているため、「福島県河川審議会条例」第6条第3項の規定を充足しておりますので、本会議が成立することを御報告申し上げます。

次に、福島県河川審議会条例第5条に基づきまして、本会議の会長を皆様の互選にて選出させていただきますたいと存じます。

委員の方でどなたか御推薦ございますでしょうか。

(事務局)

菊池委員が手を挙げております。

(司会)

はい、菊地委員。

(菊地委員)

菊地でございます。

私のほうから推薦させていただければと思います。

福島県の河川に関して、長年研究者として携わっており、造詣が深い長林先生が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

(司会)

ただいま長林委員との御推薦がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(司会)

長林委員、お引き受けいただいてもよろしいでしょうか。

(長林委員)

よろしくお願いします。

(司会)

ありがとうございます。

それでは、会長を長林委員にお願いすることといたしたいと思います。

早速ではございますが、会長に御就任いただきました長林委員には会長席のほうにお移りいただきまして、一言御挨拶をいただきたいと思います。

長林会長、よろしくお願いいたします。

(長林会長)

長林でございます。御挨拶申し上げます。

先ほど、山田技監から御紹介ありました通り、令和元年東日本台風から4年3か月が経過したところでございます。

その間、先ほど御紹介ありました福島県水災害対策プロジェクトが進行しておりまして、復興と復旧が進展しております。

阿武隈川をはじめ、県管理河川におきましてもですね、堤防整備、河道掘削、それから支障木の伐採の工事が進んでおり、河川状況も目に見えて、安全対策の進展が確認できております。

加えまして、流域の総力を挙げて防災に取り組む総合治水による取組も進展しています。

さらに、国は昨年8月でございますが、地球温暖化の影響による外力増加に備えるために、流域治水を質的に量的に、それから手段、この三つを強化する流域治水2.0への転換を図っております。

このような中で、昨年9月8日、台風13号による低気圧、線状降水帯が発生したということで、いわき市周辺に19時30分ですが、時間降雨110mmの豪雨がございました。

また、21時40分には氾濫の危険、恐れがある緊急避難確保の警報も出されているところでございます。

この豪雨によって、いわき市の新川、宮川が氾濫しまして、小高川と前川では堤防決壊、藤原川でも護岸の被災が発生しております。

また、いわき市内は床上浸水1,000戸を超えたということでございます。

皆さん御承知の国宝の白水阿弥陀堂も20cm床上浸水したということでございます。

このように、地球温暖化の影響下におきまして、極端気象の発生の危険が高まっております。

流域治水の進展、それから安全確保のためのさらなる施策が求められております。

委員の皆様方には、本河川審議会におきまして、それぞれの御専門の立場から御意見をちょうだいして、安全を支える河川行政の着実な進展に寄与するようにお願いして御挨拶とさせていただきます。以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。

では、議事に移りたいと存じます。

初めに議事を進める上での御協力をお願いでございます。

Webで御出席いただいている委員の皆様におかれましては、申し訳ございませんが、通信回線の安定化を図るため、カメラ及びマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議におきましては、会場へお越しの委員におかれましては、御発言の際は挙手をされ、マイクを使用いただきますようお願いいたします。

Webで御出席されている委員につきましては、手を挙げるボタンをクリックの上、マイク、カメラをオンにして御発言をお願いいたします。

審議会の会議の議長につきましては、福島県河川審議会条例第6条第2項の規定により、審議会の会長がこれに当たることになっておりますので、長林会長をお願いしたいと存じます。

長林会長、よろしくをお願いいたします。

(長林会長)

それでは議事を進めさせていただきます。

議事に入る前にですね、議事録につきましてですね、発言者、氏名を記載して、福島県河川計画のHPにおいて、一般に公開するということになっております。

まずは、議事録署名人を選出したいと思います。

これは、事務局で作成する議事録の内容を配布前に確認いただくということでございます。

毎回2名お願いしておりますので、どなたか御提案ございますか。

それではこちらが指名させていただいてよろしいですか。

(委員一同)

異議なし。

(長林会長)

ありがとうございます。

今回、議事録の署名の2名の名前を申し上げます。

鈴木委員と丹野委員をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(鈴木委員、丹野委員)

わかりました。

(長林会長)

ありがとうございます。

それではこれから議事に入ります。

本日は、報告事項のみでございます。

次第にありますように、阿武隈川に係る流域治水の取組や、今年の台風 13 号による被害状況、また、令和元年東日本台風を踏まえた取組である福島県水災害対策プロジェクトの進捗の報告となっております。

それでは、まず事務局より資料の確認をお願いします。

(事務局)

河川計画課副課長の中濱早苗と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

大変恐縮ですけれども資料の説明について着座にて失礼いたします。

まず、御手元にお配りしてございます資料の確認をさせていただきます。

A4 縦のものになります。

「次第」、「第十期 福島県河川審議会委員」、裏面に事務局の出席者リスト、「席次表」、「福島県河川審議会条例」、裏面に「河川審議会設置の目的について」、「福島県河川審議会審議経過」、議事の資料としましてA4横、右上資料1「第27回福島県河川審議会議事概要」、資料2「阿武隈川の流域治水に係る県の取組について」、資料3「台風13号による福島県内の被災状況等について」、資料4「福島県緊急水災害対策プロジェクトの進捗状況について」をお配りしております。

皆様おそろいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは引き続き、本日の議事について説明をさせていただきます。

資料1「福島県河川審議会の概要について」を御覧ください。

モニターを使つての説明とさせていただきますが、御手元の資料も合わせて御覧いただければと思います。

資料1、2ページを御覧ください。

福島県の河川の概要についてです。

福島県の子な河川を青色と緑色で表示しております。

青が一級水系、緑が二級水系です。

福島県全体で一級水系は4水系、二級水系は36水系、河川数として合計で502河川、河延長4,868kmとなっております。

3ページからは2級水系の水系別に御紹介いたします。

3ページを御覧ください。

福島県中通りから、宮城県の南から北に流れている阿武隈川水系です。

本川阿武隈川でございますが、赤で表示してある区間が、国土交通省で管理している区間となります。

国管理の南側の上流端は矢吹町のうつくしま大橋で、それより上流側が県の管理河川となっております。

河川数としては157河川となっております。

続きまして4ページを御覧ください。

こちらは会津地方の阿賀野川水系です。

福島県から新潟県にそそぐ河川です。

本川阿賀川でございますが、赤で表示してある部分について、国土交通省の管理になっております。

県管理河川数としましては、162 河川となっております。

5 ページを御覧ください。

東白川郡でございます、久慈川水系です。

これは福島県東白川郡から茨城県に流れる河川です。

河川数 20 河川で関東地方に流れている水系の一部が福島県の管理河川となっております。

6 ページを御覧ください。

那珂川水系です。

栃木県との県境の西郷村を流れる黒川という河川、1 河川ですが、那賀川水系の県管理河川が含まれております。

7 ページを御覧ください。

二級水系についてです。

二級水系は 36 水系あり、西から東に流れております。

河川数としては、162 河川となっております。

8 ページを御覧ください。

福島県河川審議会の審議項目についてです。

9 ページを御覧ください。

平成 8 年度に条例を施行し、福島県河川審議会を設置いたしました。

以降令和 4 年度までに計 26 回の審議会を開催しております。

詳しい結果につきましては、別にお配りしております、福島県河川審議会審議結果を御覧願います。

10 ページ御覧ください。

福島県審議会において御審議いただく内容としましては、1 つ目、知事の諮問に応じて、二級河川に関する重要事項であり、河川法第十条の 2 級河川の指定、並びにその変更及び廃止、河川法第 16 条の 2 級水系が河川整備基本方針の策定・変更に関する事項です。

11 ページを御覧ください。

2 つ目としましては知事の求めに応じ、重要事項について意見を述べるができることとなっております。

具体的には、河川の長期計画の策定に関する事項、権利河川に関する重要事項となっております。

12 ページを御覧ください。

その他、審議事項以外に、河川等の課題について適宜報告させていただきまして、委員の皆様から御意見をいただき、施策の充実を図ってきたところでございます。

最近では、令和 4 年度に流域治水の取組や、福島県の水災害対策プロジェクトの進捗について御報告をさせていただいたところです。

以上、資料 1 「審議会の概要」でございます。

(長林会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明でございます。

御質問疑義のある方おりませんか。

特になければ進めさせていただきます。

これから御報告事項でございます。事務局、御説明をお願いします。

(事務局)

はい。

本日の報告事項につきまして、阿武隈川に係る県の流域治水の取組、去年9月に発生しました台風13号による県内の被災状況及び福島県緊急水対策、水災害対策プロジェクトの進捗状況について説明させていただくものです。

内容については資料2、資料3、資料4に分かれておりまして、資料2は「阿武隈川の流域治水に係る県の取組状況」、資料3は「台風13号による県内の被災状況」、資料4は「福島県緊急水災害対策プロジェクトの進捗状況」についての説明資料となっております。

資料に基づき御説明させていただきますが、内容が多岐にわたるため、区切りがつくところで、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(長林会長)

委員の皆さんはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

そのようをお願いします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

それでは資料2から御説明させていただきます。

1ページ御覧ください。

資料2の①と②についてまず御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。

阿武隈川白河圏域河川整備計画の策定状況についてです。

3ページを御覧ください。

河川整備基本方針と河川整備計画についてです。

河川整備基本方針は、長期的な河川整備の最終目標であり、定める事項として、当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針と、河川の整備の基本となるべき事項です。

整備基本方針案を作成しまして、県管理の二級河川の場合は、河川審議会で意見を聴取し河川整備基本方針の決定、公表となります。

河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って進める計画対象期間が20から30年の中期的な整備の内容であり、定める事項として、河川整備計画の目標に関する事項、河川の整備の実施に関する事項です。

整備計画の案を作成し、流域協議会や住民意見反映のための縦覧、また、市町村長の意見を聴取しまして、河川整備計画の決定、公表となります。

4ページを御覧ください。

阿武隈川の県管理区間の河川整備計画策定状況です。

阿武隈川における県管理区間については、流域等を鑑み5つの圏域に分けており、今回は青色の白河圏域の河川整備計画の策定に向けて進めております。

策定に当たっては、国が管理する阿武隈遊水地群の計画との整合を図り、治水安全度の向上を図ってまいります。

5ページを御覧ください。

白河圏域の概要です。

2市3町、4村から成る14河川の流域となっております。

6ページ御覧ください。

圏域内の河川状況です。

上流域は川幅が狭く溪流溪谷になっており、中流域は川幅が比較的広くゆるやかに流れ市街地域は河川整備が進んでおります。

7ページを御覧ください。

治水事業の変遷です。

昭和27年に阿武隈川の河川改修を開始し、市政の改修を順次進み、甚大な被害は解消されましたが、未整理区間で浸水被害が生じております。

8ページを御覧ください。

阿武隈川上流遊水地分の概要です。

令和元年東日本台風による浸水被害に対する治水対策の一つとして、国が阿武隈川上流において遊水地群の整備を進めております。

9ページを御覧ください。

整備計画の対象区間です。

国が整備する遊水地郡に合わせ、地域の治水安全度の向上を図るため、阿武隈川のうつくしま大橋から上流の未改修区間、阿由里川、谷津田川の未改修区間を白河圏域、河川整備計画に位置づけ、河川改修を進めていく予定です。

10ページを御覧ください。

河川改修の概要です。

対象区間の河川改修は、主に築堤や河道掘削を予定しています。

河川整備計画の策定にあたっては、環境保全に必要な対策、施工方法などを確認しながら、改修方針を検討しております。

11ページを御覧ください。

準用河川阿由里川の一級河川指定についてです。

12ページを御覧ください。

阿由里川の概要です。

国が開催する社会資本整備審議会河川分科会に諮問され、令和5年9月4日に一級河川に指定されました。

13ページを御覧ください。

令和元年東日本台風における遊水地群に係る阿由里川の被害状況です。

阿由里川では東日本台風による被害は阿武隈川本川からの背水、バックウォーターによるものだ

けではなく、本川の水位の影響を受けない区間においても氾濫が発生しました。

下の表、遊水地群に係る3支川の概要のとおり、流域面積は比較しても遜色がない一方、現況が改修規模はほか2河川より小さくなっていることから、遊水地群の整備と合わせた阿由里川の河川改修が求められております。

16 ページを御覧ください。

阿由里川の一級河川指定に関する矢吹町からの要望です。

令和元年東日本台風の被害を受け、阿由里川の河川改修が求められておりますが、矢吹町から、財政面や技術的な面の対応が困難であることから、一級河川に指定し、県管理河川として県による河川改修実施の要望がありました。

15 ページを御覧ください。

阿由里川を一級河川に指定です。

これらの経緯を踏まえ、県で鈴川、泉郷川、阿由里川を一元的に管理し、遊水地群近隣において一定の治水安全度の確保を図るため、一級河川に指定することを同意いたしました。

現在は測量、設計を実施中であり、遊水地群の整備とあわせた河川改修を進めてまいります。

以上、①②の説明です。

(長林会長)

はい、ありがとうございます。

資料①と②について御説明をいただきました。

御質問御意見があればお受けします。

すいません、今事務局御説明の中で13ページですね、阿由里川が現行、3分の1ということで、これを、鈴川とか、泉郷川と同じような規模にしたいということですか。それとも、ちょっとその方向性がわからなかったです。

(事務局)

阿由里川についてですけれども、まず泉郷川と鈴川と同じような5分の1に暫定的に改修してまいりたいと考えております。

(長林会長)

はい。

ちなみに5分の1ですと何m³/s くらいの規模になるんですか。

(事務局)

120m³/s です。

(長林会長)

そのほか、ございませんでしょうか。

もう1点確認ですが、3ページ、これ河川整備基本方針が決まるということですが、今、御提案された河川は一級河川ですので、社会整備の審議会で決定されるということですのでよろしいですね。こちらの委員会ではなく。

(事務局)

河川整備基本方針について、一級河川については社会資本整備審議会となっております。

(長林会長)

はい、わかりました。

そのほか。

webの参加の方どうぞ御意見あれば。

それではまた振り返って御質問可能でございますので、進行してよろしいでしょうか。

それでは、続いて資料2、3ですね。

千五沢ダムの再開発事業について事務局から、御説明をお願いします。

(事務局)

河川整備課山野辺と申します。

千五沢ダムの再開発事業について御報告させていただきます。

資料、16ページをお開きください。

この報告では概要、施行状況、試験湛水、工事の方法について御説明させていただきます。

千五沢ダムは福島県の南東部の石川町にあり、一級河川阿武隈川水系北須川にあります。

千五沢ダムは東北農政局により灌漑専用ダムとして、昭和43年に工事に着手し、昭和50年3月に完成いたしました。

18ページを御覧ください。

これまで石川町をはじめ、およそ2,100haに灌漑用水を供給していましたが、今回の再開発事業により、灌漑専用ように治水機能を付加し、多目的ダムとするものであります。

19ページをお開きください。

千五沢ダムは、国営母畑開発建設事業の基幹施設として、東北農政局により灌漑専用ダムとして工事着手されました。

ダム建設後に農業をめぐる情勢が大きく変わり、灌漑面積が減少し、ダムの貯水容量に空き容量が生じたため、県と国が協議をしまして、洪水調節を行うための治水容量として活用することとなりました。

その後、千五沢ダム再開発事業として千五沢ダムの再開発と、北須川と今出川の河川改修を行う事業を進めております。

20ページをお開きください。

千五沢ダム再開発事業のメリットは、空き容量の有効活用することにより、洪水被害の軽減や河川環境の保全を図ります。

また、改築工事でゲートなどがなくなることにより、ダムの管理が容易になります。

21 ページをお開きください。

千五沢ダム洪水吐き改築工事は、既存のゲートを撤去し、ラビリンス型という自然越流型の洪水吐を新設します。

他に、ダム湖の水を放流する水位低下設備の新設、管理棟の新設などを行いました。

22 ページをお開きください。

千五沢ダム開発事業後の洪水調節の仕組みでございます。

洪水吐の4つの先端にそれぞれ常用洪水吐と呼ばれる開口部がございます。

貯水に応じて、常用洪水吐から放流する水を一定範囲内に絞り、それ以上の流量をダムに貯留することで、洪水調節を行います。

23 ページをお開きください。

上の図が洪水調節時に洪水吐を流れる流下イメージとなります。

下の図は、さらに水が増した時に生じる非常用洪水吐越流イメージとなります。

24 ページをお開きください。

工事の進捗状況について、平成26年からの写真でございます。

1シーズン目から6シーズン目を表しているところです。

25 ページをお開きください。

これが8シーズン目、令和3年の状況の写真になっております。

ダム上流の貯水池、左岸側から斜路の上流進入路から入り、ダム堤体のコンクリートを打設している状況でございます。

26 ページをお開きください。

既存ダムを改築するときの課題は、ダムを運用しながら施工するため、工事に時間を要します。

洪水が発生した期間と、農業用水が必要な期間を避けて工事を行うため、1年のうち4か月しかない状況で洪水吐の工事を行いました。

そのため、平成26年度に着手してから現在まで10年の歳月がかかっております。

27 ページをお開きください。

この写真が、令和5年9月に千五沢ダムの洪水吐が完了した写真です。

28 ページをお開きください。

令和5年10月からは、試験的にダムの水をため、貯水を洪水時最高水位にすることにより、ダム堤体と貯水池の安全性を確認する試験を行いました。

洪水時最高水位到達は、令和5年12月31日に洪水時最高水位に到達し、安全性を確認した後、令和6年1月7日に常時最高水位まで水位を下げております。

29 ページを御覧ください。

現在は、試験湛水時のデータを取りまとめ、洪水時最高水位のときの安全性を確認しているところです。

運用開始に当たり、現在は、農林水産省からの委託を受け、石川町が管理していますが、今年度中に事業を完了し、令和6年4月からは、治水機能が付加されることから、河川管理者である県が主体となって管理を行ってまいります。

31 ページをお開きください。

最後に工事の広報についてです。

試験湛水中に地元の小学生やマスコミ等へ、千五沢ダムの見学会を開催し、ダムの目的や工事の概要について説明するなど広報活動を行ってまいりました。

小学生の感想としましては、「ダムが川の氾濫を防いでくれることがわかった」、「防災について勉強することが出来た」などの感想が寄せられております。

これからも千五沢ダムが地域の安全安心のため、効果を発揮するとともに、地域に愛されるダムとなるよう取り組んでまいります。

以上で千五沢ダムの再開発事業についての御報告を終わります。

(長林会長)

はい、ありがとうございます。

資料2「③千五沢ダム再開発事業」の御説明いただきました。

それでは御意見、御質問あればお受けします。

資料についてわからないところがあったので、教えていただきたい。

20 ページ、左に下のほうに、ダムの流量調節の流量配分図について教えていただきたいんですが、千五沢ダムでは 130m³/s 貯留して、洪水時に計画が 250m³/s ですから、千五沢ダム下流で 120m³/s 流すということで、鉤括弧で 160m³/s というのは調節流量であるかを確認したいのですが。

(事務局)

160m³/s は最大時の放流量でございます。

(司会)

放流量は最大時だと 160m³/s だけど、通常は 120m³/s 流すと。

はい、わかりました。

それからもう 1 つですね、三芦橋のところで 160m³/s で、今度違う鉤括弧で 260m³/s とあるのは、120m³/s から 160m³/s になってるのは自流量増えるから 40m³/s 増えて、全体では 260m³/s から 130m³/s の調節があると見ていいですか。

260m³/s という数字はどのような意味で、最大で 260m³/s 流れるのですか。

(事務局)

ダムがない場合には 260m³/s 流れてきますけども、ダムの調節により 160m³/s に調整するということです。

(長林会長)

すなわち、100m³/s は調節されていますという、そういう見方でよろしいですね。

はい、わかりました。ありがとうございました。

そういうところにダムの効果が出ている訳で、そういうのもうまくお使いになると大分わかりやすい資料なんじゃないかなというふうに感じました。

ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございます。

(長林会長)

そのほかありませんでしょうか。

それでは、先に進めてよろしいですか。

それでは4番、御説明をお願いします。

(事務局)

土木企画課の簾野と申します。

私のほうから④番、特定都市河川の指定について御説明させていただきます。

33ページを御覧ください。

特定都市河川の指定につきましては、現在全国で指定が進められているところでございます。

福島県においても、釈迦堂川、逢瀬川、谷田川において法指定の手続きを進めております。

上の四角の丸の1つ目でございますけれども、流域治水関連法が令和3年11月に施行され、流域治水関連法の1つである特定都市河川浸水被害対策法の一部が改正されまして、今までは、特定都市河川の指定につきましては、かなり大都市とかそういうところの河川が指定されるような状況でございました。

これが緩和されて全国に拡大されている状況でございます。

具体的に丸の2つめでございますが、特定都市河川の指定によりまして、この本枠組みを活用し、実効性のある対策を実施することにより、流域の治水安全を向上していくというものでございます。

具体的にどういったものかっていうものでございますが、下の大きな真ん中から下の大きな四角でございますけれども、特定都市河川法の制度施策等、この中の左側、ハード整備、こちらがですね、指定されることによりまして整備の加速化、交付金等もですね、優先的に配布されるということで、青の枠線で囲まれているところでございます。

真ん中にくらいに、雨水浸透阻害行為の許可ということで、この特定都市河川に指定されますと、宅地等以外の土地で行う流出、雨水流出を増加させる恐れのある行為を許可制とする、これを具体的に申しますと、宅地以外ということで、水田とか畑、そういった雨が降ったものは浸透しているものについて、そこで例えば舗装してしまいますと、それが川に直接流れるということで、そういったことをすぐに川に出ないようにですね、その下のポツでございますが、雨水貯留浸透施設の整備ということで、貯留したりとか、浸透するところを整備すること義務づけるをいうものでございます。

そのほか、右側の雨水貯留浸透施設の整備ということで、①のところでございますが、民間事業者等が整備する施設ということで、民間事業者の方の水を貯められるような、一気に川に流さないような施設を、ある一定規模以上つくられたものについては税制優遇がされるといったような物もでございます。

そのほか、左下の貯留機能保全区域ですとか、隣の浸水被害防止区域等についても、今後検討してまいりたいと思います。

次、34 ページを御覧ください。

全国の特定都市河川の指定状況でございますが、丸の1つでございますが、全国では19水系256河川が指定をされてございます。

左下の日本地図でございますが、こちらのほうのダイヤのマークのついている青いところ、こちらについて指定がされております。

そのほか緑の部分については、現在指定の準備が進められているところでございます。

福島県におきましては先ほど申しましたが、釈迦堂川、逢瀬川、谷田川について指定を進めているところでございます。

続きまして、35 ページを御覧ください。

特定都市河川における取組状況でございますが、先ほど釈迦堂川が指定の手続を進めているというところをお伝えしましたが、釈迦堂川につきましては、下流が国の管理ということで、国のほうで指定を進めているところでございます。

35 ページでは県の逢瀬川、谷田川の状況について御説明いたします。

逢瀬川、谷田川につきましては、令和4年10月に特定都市河川の指定についての議論を始めるための検討会を設立しております。

その後、令和5年8月に3回目の検討会を開きまして、指定都市河川の指定に向けた法手続きを進めていくことについて了承を得たものでございます。

現在、令和6年1月から流域市村へ意見聴取を実施しているところでございます。

下の赤い四角の囲みでございますけれども、第3回の検討会によりまして、逢瀬川、谷田川の基本方針について、①から④で進めていくこととなっております。

①番としまして、河川下水道のハード対策の整備の加速化を図り、着実に取組を進める。

②番としまして、流域の関係者全員が目標を共有し、それぞれができる流域対策をする。

③番としまして、水害に強く、住み続けられるまちづくりを目指す。

④番としまして、降雨量の増大、残余する浸水リスク、それぞれの対策の強化に加え、浸水被害軽減に向けた具体的な対策メニューを検討していく。

これらを効果的・計画的に実行していくため、特定都市河川浸水被害対策法を活用し、法定計画に基づき浸水被害対策を進めて行くものでございます。

次に36 ページでございます。

こちらが逢瀬川、谷田川の特定都市河川指定に向けたスケジュールについてでございますが、上の段が逢瀬川、谷田川、下が釈迦堂川になっております。

県指定の方の上の段の逢瀬川、谷田川につきましては、現在、先ほど御説明しました真ん中にあります令和5年8月31日の第3回の検討会におきまして、法的手続きを進めて行くことについて関係者の了承をいただきまして、その準備を進めまして、令和6年1月11日から指定法定意見聴取を開始しております。

その後、大臣の同意協議が2月上旬にありまして、3月に指定告示、7月頃施行ということで、今進めているところでございます。

その後、来年度につきましては法定協議会を設立しまして、浸水被害を軽減するための法定計画

を策定していく予定となっております。

以上、特定都市河川の説明でございました。

ありがとうございます。

(長林会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの御説明ですが御質問があれば、お受けいたします。

1点確認ですが、まず、流域ある特定都市河川の指定については、流域水害対策検討会で方向性が出た時点でいろいろな法的整備をしていくということで、最後の35ページですね、基本方針がありますが、それを実行するためには、水害対策検討委員会から法定協議会に格上げして、ここが計画の実行する、それから策定をする、そういう考え方でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、そのとおりでございます。

(長林会長)

はい、わかりました。

母体がそのまま協議会に格上げされて、実行の計画を作っていくということですね。

(事務局)

はい、そのとおりでございます。

(長林会長)

その他、ありませんでしょうか。

それでは次でよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(長林会長)

ありがとうございます。

続いて、資料3「台風13号による県内の被災状況等について」事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

はい、河川整備課の伏見と申します。

私のほうから、台風第13号による県内の被害状況等について報告させていただきます。

資料は資料3を御覧ください。

まず、1枚お開きいただきまして、1ページの目次を御覧ください。

本日御報告させていただく内容は記載の1から6までとなります。

次に、2ページを御覧ください。

まず、「台風13号発生時の気象状況について」でございます。

昨年9月8日から9日にかけて台風13号に伴う激しい雨が降り、御覧の地図に表示のとおり、浜通りで本県初の線状降水帯が発生しました。

気象台のデータによりますと、時間雨量で約80mm、総雨量約200mmを記録し、河川の氾濫等により、多数の住宅浸水等の被害が発生いたしました。

3ページを御覧ください。

これは当時の新聞記事になりますが、甚大な被害が発生したことが報道されております。

次に4ページを御覧ください。

台風13号による被害の概要でございます。

いわき市を中心に被害が発生し、死者1名、住宅被害が約1,700棟にのぼる甚大な被害となっております。

写真はいわき市内の新川、宮川の状況の写真でございます。

次に、5ページを御覧ください。

公共土木施設等の被害状況と、その対応状況についてです。

いわき市内では、新川など10河川で越水、藤原川で護岸崩落が発生したほか、南相馬市では、小高川や前川で堤防決壊が発生しました。

写真は、前川の堤防決壊の状況になっております。

この護岸や堤防の被災か所は、被災後、速やかに大型土嚢等で応急復旧を行っているところでございます。

次に6ページ、被災した河川の位置図になります。

左側がいわき市、右側が南相馬市です。

赤で表示した河川が、今回被災した河川ですが、夏井川本川など、大きな川では、被害が出なかった一方、中小の河川で被害が発生したことが今回の被災の特徴になっております。

7ページ目を御覧ください。

被災した状況の写真です。

護岸の崩落や土砂の崩れが発生したところでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

被災の災害査定を実施した結果でございます。

被災後速やかに調査設計を進め、災害査定を受検しまして、11月17日までに災害査定を完了しております。

県の管理施設の被害額は約26億円となっております。

今後、早期の復旧に向け、速やかに工事を進めてまいります。

9ページを御覧ください。

今回被災した河川のうち、特に被害の大きかった、いわき市の内郷地区を流れる新川・宮川における浸水状況です。

青で示した部分が浸水範囲ですが、両河川の沿川で浸水が発生しており、床上浸水が約 1,000 棟に上る被害が発生しております。

次に 10 ページを御覧ください。

この被害を受けた新川・宮川における浸水対策についてです。

浸水対策を検討するためには、今回の被災原因を解明した上で、流域の特性、住宅地であるという特性、土地利用、それから今回内水も発生していますので、内水や外水の影響を踏まえた、効果的な浸水対策を検討する必要があることから、学識経験者や関係機関の職員で構成する新川・宮川浸水対策検討会を昨年 12 月末に立ち上げたところです。

今後、勝手橋、管理者不明の橋の対策を検討するとともに、いわき市が実施する雨水貯留施設などの内水対策とも連携しながら、今年 5 月までに浸水対策を取りまとめることとしております。

次に 11 ページを御覧ください。

次に、これまで実施してきた、河川の整備効果について御説明させていただきます。

まずは 11 ページ、いわき市の湯本川が調節池です。

湯本川では平成 5 年や平成 10 年の集中豪雨で、大規模の浸水被害を受けましたが、調節池を整備しており、平成 20 年に完成したところです。

今般の台風 13 号においては、この調整池に雨水を貯留したことにより、下流の市街地で被害が発生しないという効果が得られております。

次に 12 ページを御覧ください。

いわき市を流れる夏井川と好間川についてです。

令和元年東日本台風で床上浸水約 3,700 戸、床下浸水 560 戸という甚大な被害が発生した夏井川と好間川において、令和元年度から災害復旧助成事業により、河道掘削や築堤などを集中的に進めてまいりました。

その結果、今般の台風 13 号では、好間川流域にある県の大利という雨量観測中で、1 時間に 100mm、総雨量 267mm という豪雨が発生しましたが、整備を進めてきたことで、約 90cm の水位低下の効果があり、浸水戸数もゼロになるなど、洪水被害を未然に防ぐという効果がありました。

最後に 13 ページ、小泉川でございます。

令和元年東日本台風で甚大な被害が発生した相馬市の小泉川においても、集中的に河道掘削などを進めてきた結果、台風 13 号において整備しなかった場合に比べ、水位が低下するという効果がありました。

このように、国土強靱化予算などを活用して整備してきたことが被害の軽減に繋がっておりますので、引き続き、河川整備を進めてまいります。

報告は以上となります。

(長林会長)

ありがとうございました。

それでは御質問等あればお受けします。

私の方から 1 つ教えていただきたいです。

9 ページですね、新川と宮川の計画規模の流量について教えていただきたいです。

(事務局)

新川・宮川ですが、今後の整備の流量は検討はしておりますが、既に河川整備計画が策定されておまして、確率規模は50分の1、新川で230m³/s、宮川で120m³/sという計画があります。これを基に今回の雨を踏まえた対策を検討してまいります。

(長林会長)

ありがとうございました。
50分の1で、宮川で何m³/sとおっしゃいました。

(事務局)

はい、宮川で120m³/sです。

(長林会長)

新川は、230m³/s

(事務局)

はい、230m³/sです。

(長林会長)

ありがとうございます。
ちょうどですね、委員の菊地先生が、この検討会に参加されてるようですので、災害の状況でも特徴などを教えていただけると、突然で申し訳ないんですが、先生、よろしいでしょうか。

(菊地委員)

はい、菊地でございます。
承知いたしました。
今、御紹介いただいたように今検討会の方を進めている最中なんですけども、現状、県の方で具体的なシミュレーションを進めているような状況ですけども、さきほどの資料の中にありましたように、実際1番被害が大きかったですね、内郷のエリア、宮川と新川の範囲なんですけども、そこに具体的にどのぐらいの雨が降ったのかっていうのも、今検討している最中でして、そこがはっきりわかり次第ですね、もうちょっと具体的な、先ほどの申しましたような、勝手橋であったりだとか、その辺の影響はどうだったかっていうふうなことをやっているところではあるんですけども、1番の今回のポイントがですね、先ほどの説明にもあったと思うんですけども、外水氾濫と内水氾濫が同じエリアで発生したというところになってくるかと思えます。

その場所によって若干違いはあるんですけども、現時点で、わかっているところと申しましては、内郷の内町、新川の方ですね、新川沿いの周辺では、内水が先に起きてその後、外水が起きたというふうなところが、地域住民の方のヒアリング等でもわかっておりますので、その時間差っていうのは場所によってももちろん違いはあるんですけども、20～30分程度の差があるっていうふうなエリ

アもございますので、その辺の内水に対する対応と、外水に対する対応っていうのを、どういうふうに総合的に考えていくかっていうのが、1つの論点になってくるかと思います。

あともう1つ、雨の降り方先ほど申しましたけども、やはり県内初の線状降水帯が発生したっていうところですね、従来の雨の考え方っていうところの時間軸になってくるかと思うんですけども、その辺の考え方っていうのを、また改めてこの通常のもので、例えば台風が近づいてきてある程度時間があるって、ソフト部分の話もあったと思うんですけども、そのあとの避難行動をどういうふうにするかっていうのである程度、時間的な余裕があったっていう中の考え方っていうのもあったかと思うんですけども、今回のような線状降水帯が発生しますと、線状降水帯が発生してからまだまだ制度的に予測が難しいところもございますので、2時間ないし3時間の間でどういった行動ができるかっていうふうなことも考えていかなきゃいけないっていうこともございまして、なかなかこういったハード的な今お話しありましたけども、今回特に宮川・新川ともに、本川である夏井川に比べると、ほんと1/10程度しか水が飲めないような場所ですので、こういったところのハード対策をどういうふうにしていくかっていう視点も大事ですし、もう一度ソフト対策の部分のかなり洪水に関して、数時間の中で避難行動等をどういうふうにするかっていうのを決めて指示を出していかなきゃいけないっていうのも、新たな視点として入れなきゃいけないかな、現時点では考えて、今、県さんのこともいろいろこうお話しさせていただきながら、どういうふうにするかいいかっていうのを話ししてるところです。

すいません。

簡単ですけど、概要は以上になります。

(長林会長)

ありがとうございました。

非常によく理解できました。

3点御指摘いただきました線状降水帯の雨で増水したのだけれども、内水それから外水、河川内からの氾濫の問題、それからそういう集中的な豪雨に対応する避難をどうするか、非常に重要なテーマですので、県にとってもですね、おまとめいただいて、今後の災害対応に役立てていただければよろしいかと思います。

どうもありがとうございました。

そのほか、御質問等あれば。

それではこの件はよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(長林会長)

委員の皆様方にはまた時間があればですね、全体振り返ってそれぞれにお話をお伺いする機会を設けたいと思います。

それでは進行させてください。

それでは資料4でございます。

「福島県緊急水災害対策プロジェクトの進捗状況について」事務局より御説明をお願いします。

(事務局)

はい。

資料4「福島県緊急水災害対策プロジェクトの進捗について」です。

1ページを御覧ください。

福島県緊急水災害対策プロジェクトは、令和元年東日本台風等による災害を踏まえ、頻発化・激甚化する水災害への対応として、ハード対策は、改良復旧や災害復旧などの4項目、ソフト対策が、水位計、監視カメラの設置拡大への6項目を令和6年度までに集中的に推進する取組として進めております。

2ページを御覧ください。

改良復旧事業ですが、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けましたいわき市の夏井川や相馬市の宇多川など8河川で行っております。

改良復旧は、右下の黄色い枠にございます通り、被災か所のみでの早期復旧ではなく、被災していない狭窄部なども含め、一定の区間として川幅を広げたり、堤防を嵩上げするなど施設強化をしながら復旧をするというものです。

災害復旧事業につきましては、令和5年5月に249河川、1,411箇所が完了しております。

3ページ、4ページを御覧ください。

改良復旧事業の現在までの進捗状況の写真となっております。

5ページを御覧ください。

河川の河道掘削及び伐木の推進です。

河道断面を大きくする河道掘削や流木被害解消を目的に推進しております。

6ページを御覧ください。

河川改修の推進です。

①は、令和元年東日本台風の被害を受け、緊急的に一定か所の河川改修を実施するという事業で、国見町の滝川などで実施しております。

②は、一定区間の河川改修を新規に実施するという事業になりまして、福島市の濁川など7河川で実施しております。

③は、これまで継続的に実施してきた河川改修事業についても、さらなる整備促進を図るということで、只見川など80河川で事業を進めております。

7ページを御覧ください。

河川改修事業の現在までの進捗状況の写真です。

8ページを御覧ください。

堤防強化の推進です。

堤防の上の部分をアスファルトで舗装することで、川の水が堤防を越えた際に、ある程度堤防が残るとというのが期待できるということで、決壊までの時間を少しでも延ばし、避難する時間を確保することで、人的被害の軽減が期待できるという対策です。

また、アスファルトで舗装されて雑草が生えないことから、利用者の利便性の向上や雑草の除草

の費用縮減なるといった利点もございます。

9 ページを御覧ください。

土砂災害対策の推進です。

土砂災害から生命財産を守るために、土砂災害対策を継続実施しておりまして、全箇所に着手、半数が完了となっております。

次に、ソフト対策について御説明いたします。

10 ページを御覧ください。

危機管理型水位計の設置拡大です。

危機管理型水位計は、洪水時の水位観測に特化したもので、通常は 24 時間に 1 回などの観測で設定しておりますが、水位がある程度のところに達したときに、10 分間に 1 回などの観測を行うことで、低コストで設置できるという利点がございます。

人家や重要施設など、浸水の危険性が高いところへ、市町村と調整しながら設置の拡大を行っており、3月までに 508 か所設置となる予定です。

11 ページを御覧ください。

簡易型河川監視カメラの設置拡大です。

簡易型監視カメラは、首振り機能やズーム機能などを省き、動画ではなく 5 分に 1 回程度の静止画の送信など、カメラ機能を限定することで低コストが図られ、設置の拡大とつながっております。人家や重要施設があるところへ市町村と調整し設置を行っており、3月までに 280 か所設置となる予定です。

12 ページを御覧ください。

洪水浸水想定区域の公表等です。

市町村が作成しますハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図ですが、資料の中頃の記載のとおり、3月までに 63 河川で公表を行うとともに、この対象河川を 440 河川まで拡大し、計画的に策定を進めていく予定です。

続きまして 13 ページを御覧ください。

土砂災害情報システムの概要です。

通称「土砂アラート」です。

土砂災害情報システムを独立したシステムにするなどの再構築や市町村単位ではなく、地域ごとに細分化し、危険度の高まりが分かるような正確でわかりやすい画面表示や機能強化を行いました。

これにより、地域の方の迅速な避難判断や市町村による避難指示発令のための効果的な支援につながるということが期待されます。

14 ページを御覧ください。

土砂災害警戒区域等の指定の推進です。

土砂災害防止法に基づき県が基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等を指定いたします。

基礎調査は予定しております 7,983 箇所、全か所実施済みで、土砂災害警戒区域等指定も 3月までに、概ね完了の見込みです。

資料 4 の説明は以上です。

(長林会長)

はい、ありがとうございます。

只今の御説明につきまして、御質問があればお受けします。

(水澤委員)

すみません。

福島大学の水澤です。

質問よろしいでしょうか。

(長林会長)

はい。

水澤委員、お願いします。

(水澤委員)

河川改修でやはり大分自然環境をどうしても犠牲になることがあると思うんですけど、もちろんそれぞれの工事に入る前に、一度なんらかの会議はもっていただいて、専門家の助言は得ていると思うんですが、もし工事の最中なんかに希少生物であるとか、絶滅危惧種が見つかった場合の対応などはどうなっているのかを教えてくださいと思います。

(長林会長)

はい、では事務局お願いします。

(事務局)

河川整備課です。

工事をする前に、まず希少生物がいるかどうかを、県のレッドデータブックがありますので、今回工事する場所でそのレッドデータブックを調べて、希少生物がいるかどうかまず工事の前にチェックいたします。

それで、いないことを確認して、もしくはいた場合には何らかの配慮をするということを、学識経験のある先生ですとか、あとは専門家の方に御意見いただいて対応してございます。

あと万が一工事している最中に、現場でそういうものがあつた場合には、随時施工会社と打合せしながら対応しているところでございます。

(水澤委員)

ありがとうございます。

やっぱりどういう対応が必要かっていうのが、生物の種類や環境によっても結構異なりますので、事前の会議なり、レッドデータブックでの確認だけではちょっと難しいところもあると思いますので、もし、判断に迷った場合にはですね、ぜひ福島大学に相談していただければ、その都度適切な方を御紹介できますので、常に生物多様性に良くない影響があるので、工事反対みたいな事にはなりませんので、工事もきちんと進められるように、保全もできるようにということで、現実

的な御提案ができると思いますので、ぜひ御相談いただければと思います。

(事務局)

はい。

アドバイスありがとうございます。

相談させていただきたいと思います。

(長林会長)

先ほど夏井川に資料の中にもありましたけど、水災害対策プロジェクトで河川の掘削、それから支障木等の除去等が進んだのは、水防災上は非常にいいんだけども、あとの環境をどう配慮するの
かっていうところの宣伝ですね、グリーンインフラなんですけど、その宣伝も非常に重要ですので、
やはり、今御提案あったように、専門家と相談されてですね、その後の河川の水環境をどう保って
いくのかという見方も、非常にいい関係になっているとお伺いしました。

そのほか、ありましたら。

はい、どうぞ、お願いします。

脇坂委員ですね。

(脇坂委員)

2点ほど、お願いいたします。

8ページの堤防の件なんですけども、私たちの地域も堤防の上、舗装工事が進んできてはいるん
ですけど、あわせて脇に防草シートがすごい使われてるんですけども、下までじゃないんですよ。

で、私が農家だとすると、結局堤防の草刈りっていうのが、本当だったら、管理側がするべきな
んですけども、結局それができないので自分たちで草刈りをするっていうことをやっているんです
けど、この時期だと野焼きっていうこともやるんですけど、それがこの防草シートのおかげで出来
なくなってしまうところで、自分たちも結構、町とかと話し合いをしてるとこなんですけども、
これずっと下までやるとか、正直草刈りすると草も溜まるので、また土が弱くなったりとか、臭い
がするので、堤防が弱くなってしまう原因になると思うので、天端を舗装して、防草シートをする
だけでなく、何か方策を考えていただけたらうれしいなと思います。

2点目なんですけども、土砂アラートなんですけど、こっちの指定区域の説明とかもそうなん
ですけど、「こういうものがあるよ」とか「土砂アラートを説明したよ」で終わってしまうので、是
非それをどう活用するかというようにやっていただきたいなと思います。

というのが、学校って土砂災害の時の警報出たときの判断って校長先生に委ねられているん
です。

もう本当に校長の判断一つっていうところなので、せっかくこういったシステムがあるんだっ
たらぜひ、学校教育とか、子供たちの通学という1番不安なときだと思うので、幸いに今のところ通
学時間、災害も少ないっていうのもあるんですけども、私も過去に災害の経験をちょっとしたこと
もあるので、せっかくこういうシステムは出来ているのであれば、なんかこう、学校教育機関とか
との連携がしていただけたらうれしいなと思います。

以上です。

(長林会長)

はい、ありがとうございます。

では、事務局、よろしく申し上げます。

(事務局)

河川整備課から、まず1点目の堤防の防草シートの件について回答させていただきます。

一応、防草シートは堤防天端から、1mの部分だけ今やっております。

協坂委員今おっしゃるとおり、法尻まではやっていないのが現状ですけれども、一方で今まで、河川の除草については、地元の方ですとか地域の方の協力得ながら、町を通して、草刈りの協力をいただいたところでは。

堤防の法尻まで防草シートやるっていうのは、現時点では難しいですけれども、草刈りのやり方について、誰がどういう範囲をやるかについては、土木事務所とか、町の方と協議をさせていただいて、引続き相談させていただきながら、実態に応じたやり方にしたいと思います。

まず、協坂委員のいらっしゃる只見町については、山口土木とか只見町さんと一緒に相談させていただきたいと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

(長林会長)

ありがとうございます。

そのほか。

(事務局)

砂防課玉應と申します。

先程御意見いただきました土砂アラートについてですが、今まで市町村さんにお伝えして周知を図っているところでもありますけど、さらに、学校関係の機関の方にも周知していきたいと思っております。

(長林会長)

よろしいですか。

(協坂委員)

はい。

(長林会長)

それでは、丹野委員、この後お時間の御予定があるとのこと、御意見があれば、全般的なことでも。

(丹野委員)

福島民友新聞の丹野と申します。

簡易型の監視カメラ、人家や重要施設のあるところを選んだということですが、逆に、通常のカメラは二級河川には 17 箇所設置されているんですけども、一級河川にはゼロというのは、これは何でなんだろう、という質問と、今回の議題とは全く違うんですけども、台風第 13 号の被害概要ということで新聞記事を流用しているだけですけども、これは許可を得ていないと思われるんですが、クレジットが入っていないので、どこの出典かわからないので、まずは許可を取ってほしいと、これはお願いでした。

以上です。

(長林会長)

はい、ありがとうございます。

事務局お願いします。

(事務局)

はい。

2 点目については、申し訳ありませんでした。

1 点目のほうの監視カメラのところでございます。

資料 4 の 11 ページ、通常カメラのところの、一級がゼロで、二級が 17 のところだと思います。通常カメラと簡易型監視カメラの違いですけども、簡易型監視カメラは安価で、静止画だけで、洪水時の避難判断に有効なので、今設置を進めているところです。

令和元年ですとか、平成 30 年の西日本豪雨ですとか、最近の洪水が頻発している状況を踏まえて、こういった安価でつけられるカメラをつけてきたところです。

一方、通常カメラと言いますのは、それよりも以前に、二級河川の河口部の管理をするために、動画で少し精度の高いものを付けてきたってということもあって、通常カメラは、県としては二級河川に設置してきたというところでございます。

その違いで、通常カメラ二級河川の河口部につけており、通常までのカメラはこの数をつけているということです。

あともう 1 つ、通常のカメラは、洪水予報河川という、降水時に雨が降ったらどのぐらいの水位が上がりますよ、という洪水予報する河川につけているんですけども、今県管理のからの洪水予報河川は夏井川と南相馬市の新田川、相馬市の宇多川という 3 つの二級河川にありますので、そういった洪水予報河川につけているということもあって二級河川に通常カメラをつけているということもございます。

(丹野委員)

逆に通常カメラは、一級河川には全くつけていないということなのか、国が設置しているのか。

(事務局)

はい、国のほうで設置しております。

このゼロは県の数字なので、国のほうでカメラは設置しています。

(長林会長)

はい、ありがとうございました。

それではこの資料の4はよろしいでしょうか。

あとその他、なにかございますか。

特になければですね。

この審議会は、審議事項がないと開催されないことになっていて、今回特別にですね、報告でお話をいただきました。

ですから、場合によっては1年間くらいお会いできない場合もありますので、是非ですね、河川として全般でも結構ですので、各委員から御意見頂戴したいと思います。

それでは吉田委員からお願いします。

(吉田委員)

吉田です。

先ほどいろんな河川の、特に夏井川とか、私いわきの方に住んでおりますから、夏井川ですとか鮫川ですとか、非常に広大な河川改修しているっていうのは、今教えていただいて、その結果、去年のような線状降水帯が発生した時、夏井川とかで大きな洪水がなかったっていうのは、自分達自身で非常に感じたところです。

先ほど、水澤委員の方からありましたけど、改修をすると河川環境がなんていうのもあるんですけど、難しいことだとは思いますが、環境、並びに治水という洪水対策と合わせて平行して今後もやっていただければと思います。

個人的には小学校なんかにも、水の勉強ということで、河川に行って、そこに生きている生き物を見たり、それからその河川で洪水があって溢れた時に、どうしたらいいのかなっていうのをジオラマなどを使って、我々の団体で各小学校に紹介しておりますので、そういった意味でもこういった会議で学んだ学識をまた、小学校の生徒のみなさんに伝えていただければな、と思います。

非常に勉強になりました。

ありがとうございました。

(長林会長)

それでは座っている順で申し訳ないですけども、高松委員お願いします。

(高松委員)

高松でございます。

今日はありがとうございました。

お世話になりました。

まず、河川の治水という意味で、県の皆さんしっかりとした予算を確保して頂いて、スピード感をもって対処していただいているということ、これは我々の地域だけではなくて、いわき市、南相

馬市で今回大変でしたけども、こういった形でしっかりやっていただいているというふうなことに
ついては、ここで感謝を申し上げたいと思います。

そういう中で、まずハード面の話をさせていただきますと、改良復旧が出来たり、それから築堤
の整備があったり、それから土砂の対策があったりということで進んでおりますが、その中で1つ、
中々これだけで解決、1回だけで解決出来ないっていうのは、河床の掘削ですとか、それから伐木
なんですよ。

これ非常に県で管理している河川が多く、これをずっと定期的に続けていこうとするとかなりの
予算が必要になってくる。

ここをどういうふうな形の中で解決していくかっていうふうなこと、これ令和元年の東日本台風
を機に、根本的にちょっと考えていかなきゃいけないんじゃないかと、いうふうに思っております。

どうか、その辺について、我々も今後、意見というふうなことを一緒になって、予算を獲得して
いきましょうというふうなことはあるんですけども、ただ、そこを長期的にどういうふうな形で
やっていくかという、そのプログラムを、今後しっかり作っていかなくちゃいけないんじゃないかな
というふうに今思っております。

これは私の感想です。

それからもう1つは、阿武隈川水系の方で須賀川市から、福島市、伊達市まで 90 万人とか、か
なり多くの方々が住んでいらっしゃる。

その地域で、令和元年の大きな水害があったりで、今、鏡石町、矢吹町、玉川村、これ国の事業
ですけども、それが大きな遊水地を計画していただいて、県は石川町のダムを整備をしていただ
いた。

この流れをやはり、国、県、それから流域の自治体、それから、そこに住んでいる皆様方一体と
なって、進めていくと、作っていただく方々はものすごい貴重な土地を提供しなきゃいけないし、
広大な土地なんですよ。

そこをどういうふうな形の中で御理解いただきながら、我々その自治体も、何か御協力ができる
ことがあったりしていきたいというふうに真剣に思ってますので、どうかあの県のほうで、国との
調整とかいろいろありましたら、我々にも、お申出いただければ、我々もしっかりと活動できるか
なと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(長林会長)

ありがとうございます。

非常に貴重な御意見でございます。

では、協坂委員お願いします。

(協坂委員)

今日はありがとうございました。

他の地域のいわきでも、自分の知人たちも、農家さんたちが大きな被害を受けたりとか、自分達
が思いを入れてきたところなので、やっぱ治水についてすごい大事だなって改めて感じるところな
ので、是非、皆さんの自分のできることを進めていただければと思います。

併せてですね、私たちのところは、新潟・福島豪雨という大きな災害を受けて、今、10年経ったところなんですけども、その頃は地元住民たちで声を上げられなかった部分、細かい部分が実はやっぱりありまして、子供たちの遊び場になっていた砂防ダムで、鉄筋が出た状態で子供たちが遊んでいたとか、農業用水の取水口が壊れたまんまになっていたとかというところがございます。

やっぱりどうしてもやっぱりそのときって人命とかそういったものの優先で、地域の人達が声あげられないっていう部分もあると思いますので、これがいわきとかで、もしかしたら今後出てくるかもしれないので、是非そういうとこをきめ細やかな対応していただけますとすごいありがたいなと思います。

以上です。

今日はありがとうございました。

(長林会長)

はい。どうもありがとうございました。

それでは鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

はい。

本日はどうもありがとうございました。

細やかな説明を聞かせていただいて、皆様、すごく地域、福島県において大変なお仕事されてるっていう痛感いたしました。先ほど、本宮市長さんがスピード感を持ってやっていただけてるっておっしゃってくださったんですが、民間の仕事多くやってる私からすると、大分時間は掛かるんだなっていう印象でございました。

令和元年からはじまって今年6年なので、5年たってもまだ完成率が半分もいってないと思ったりもしたので、色々意見があるかと思うんですが、自然災害っていつ起こるかわからないので、もう少しスピード感が出てるとうれしいなと思うところであります。

私の勝手な意見なので、申し訳ないんですけども、建築という立場で出席させていただいてますので、やはり台風19号の時、本宮市、多分すごい被害が多くて、あのとき私、一般住宅の改修とか手伝わせて頂いて、顔の下くらいまで浸かったお宅があったんですが、そこは全部リフォームするということで、床の壁を全部はがしたんですけど、ほんとに何ヶ月経っても乾かないんですね。

断熱材も全部取ったんですけども。

ただ住宅はリフォームが可能です。

本宮市は死者はいらっしゃらなかったですか。

台風19号の時は亡くなられた方はいらっしゃらなかったですか。

(高松委員)

7名亡くなられました。

(鈴木委員)

失礼いたしました。

人命を失うという大変なことですし、建物はリフォーム出来ますけれども、本当にその方は書道をやっていて、思い出が全て無くなってしまった。

本当に建築士としては、建築基準法第1条財産と資源を守るっていうのがあるので、是非、本当に水害が、線状降水帯なんか今まで以上の想定外の雨が発生します。

震災以降、想定外という言葉は私大嫌いになっちゃったので、できれば想定内の範囲で、来てくれた雨の対策をしていただきたいなと思います。

以上です。

(長林会長)

はい、ありがとうございました。

すいません。

Web会議参加の方お待たせいたしました。

安齋委員、おられますか。

御意見あれば、お願いします。

(安齋委員)

はい、今日はありがとうございました。

県の河川事業について、いろいろと学ぶことができましたとっております。

報告にもありましたけれども、やはり報道機関としても1番衝撃的だったのは、今年の台風13号台風の被害というところで、線状降水帯って、福島県、そんなに身近じゃないことだというふうに感じていたんですけれども、実はそんな遠くの話ではないというところを身に染みたといいました。

そういった中で、新川と宮川のこの浸水対策検討会というのが進められているというところ大いに期待したい、というふうに思います。

福島高専の菊地先生、どうぞよろしくお願いします。

その中でですね、新川・宮川の周辺というのは、県の管理と市の管理と複雑に絡んでいる部分があるんですかね。

いわき市の内田市長と話した時に、そういったところの県と市の連携をしっかりとっていかないと、対策も十分なものにならないというような話を直接聞いたことがありまして、ポイントとしてはそういった連携した部分なんではないかというふうに感じています。

報道機関の一員として、そういったところを注目していきたいな、というふうに今感じているところです。

どうぞよろしくお願いします。

今日はありがとうございました。

(長林会長)

ありがとうございました。

それでは大越委員、お願いします。

(大越委員)

はい。

いくつかあるんですけども、先ほどの河川改修概要のところですね、資料の2番の10ページなんですが、環境調査の結果をお知らせいただけるようなんですが、実際にどういう調査をしたのかをちょっと教えていただきたいです。

ここに書いてあるものだと、魚類と鳥類と植物としか書いてないものですから、中身のことももう少し教えていただきたいのと、その調査結果はどうなったか、ということの結果をちょっと知りたいなと思ったので、この時間では間に合わないと思いますので、ちょっと教えていただければなと思いました。

実は1月31日ですかね、白河地域の河川改修の協議会がありますので、そのとき是非参考にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、河川改修の河道掘削をすることは、西郷村の上流域では終わってはいるんですが、また堆積物がかなり増えてまして、これはもう、1回やって終わりということではないことは、重々先ほど、御質問なされた方もいらっしゃいましたけど、ずっとやっていかなきゃならないところで、それは本当に経済的に大変なことですけど、それをしない限りは、河道掘削していかないと、保水量がどんどん少なくなってきましたので、また洪水の原因になると思いますので、そのことをどういうふうに、これからしていくのかっていうことをちょっとお聞きしたいのと、今、この場で答えが出るわけではないと思いますが、永遠にやり続けなきゃならないような気がしております。

西郷村も本当に綺麗になって、河道もかなり広げられて、阿武隈川のことですが、保水量も多くなってきてはいると思うんですが、また同じように、雨が降れば堆積物が多くなって、保水量が少なくなってきたらと思うんです。

ですから、そういうものの繰り返し、もうずっと続いているわけです。

もう1つなんですが、その河川改修をしていただいたときに、そういう調査をしてやるということでしたけれど、末端の事業者にまできちんとそのことが知らされていないような気がしました。

私どもは阿武隈川のずっと調査、西郷村の範囲ですけど、調査をしまして、河川改修をした後は、水生昆虫がほとんど見られなくなってしまった。1年ぐらいたって、ある程度回復はしてきましたけど、2年3年経っても回復がみられない、生物もいたりしますので、その辺のところをもうちょっときちんとしていただければいいのかなと思います。

レッドデータブックだけではなくて、底生動物ですから、それがいなければ生態系は、正常に保てないわけですので、ちょっときちんとしていただけたらいいなというふうに思っております。

以上です。

(長林会長)

はい、大越委員から3点ございました。

環境調査の内容と結果を知らせたいということと、河川改修をした後の維持をどうするか、それから、調査結果のわかりやすい公表することについてですが、これは後ほど委員の皆様から意見を伺った後、まとめて御回答なり考え方をいただければよろしいかと思っております。

それでは、高玉委員おいでになりますか。

御意見あればよろしく願います。

(高玉委員)

はい、高玉です。

うちの施設の立地なんですけれども、真野川から 240m位のところに施設がありまして、雨が降るとすごく心配している状況なんですけれども、令和元年の台風 19 号の時に 10 日間の断水という形になってしまいました。

相馬にいる職員も半数位くらいいたもんですから、出勤できる職員が少なく利用者の業務の継続のために入浴を減らしたり、食事を減らしたりだとか、色んなところで継続のために減らしたことがあったんですけれども、県の防災士の方にどんなふうに対応したらいいか、ということで来ていただいて見てもらいました。

その時に外水よりも内水の心配の方が大きいですねって言われたんですね。

それで、雨水枳とかを確認したら、ノロとかがいっぱいあって、ほんとにこれ大雨が降ったら内水になる可能性が大きいなとすごく感じました。

そこから、ちょっとお掃除したりとかしたんですけれども、やはりなるべく災害時に利用者さんを避難させないで、継続できるようなかたちにしたいなということで、色んな対策はしてるんですけれども、介護保険法で令和 6 年度から自然災害とか感染症の発症時に、業務継続計画、BCP の義務づけられまして、今、ほぼ完成に近いんですけれども、自然災害とかにはすごく敏感になっています。

災害が起きた時のその後の対応策ということで、それぞれの施設さんの方では考えております。

やはり 1 番は河川の整備がすごくありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(長林会長)

ありがとうございます。

それでは水澤委員、御意見ありましたらお願いします。

(水澤委員)

はい。

先ほども別の委員の方からもありましたけれども、私は生態学というところで参加しているので、やはり常に生物多様性を保全する、っていうことと河川改修というか、地元の方の安全のためにどこまで工事をするかっていうすごい悩ましい話なんですけど、人命のためにと言われてしまうと、そうかって思ってしまう、保全のためにどうこうと中々言いづらいところもあるんですけど、やっぱり工事をすれば当然そこにいた生物は、一時的にやっぱりすごく減ってしまいます。

先ほど数年経てば回復するものもあれば、こないものもあるっていうお話がありましたけれども、実際にやっぱりそうで、ただ多くの生物は時間が経てば、それに伴って回復してくるので、重要なのは、すべて同時に大規模にやっちゃわないで、一部を工事している間に、そこに生息していた生物が逃げる余裕というか、一般的な余裕を作りながら、少しずつ進めていって、工事が終わったところにもう一度定着するっていうのを、スピード感っていうのは、通常の世の中で言われて

いるスピード感とは逆になりますけども、生物の少し逃げる時間を確保しながら進めていただけるといいのかなというのが、こういう会議に出ていてよく思うことです。

そのあたり意識しながらやっていただけるとありがたいかなと思いました。

(長林会長)

ありがとうございました。

工法の工夫の仕方によっては、生物の保存にも繋がるのではないかと御意見だと思います。

それでは最後でございます。

横尾委員お待たせいたしました。

御意見をお願いします。

(横尾委員)

本日はありがとうございました。

また日頃の社会資本整備ということで、皆さまのご尽力に感謝申し上げます。

それで意見というか、個人の考え方なので、そういう意見もあるかと捉えていただければと思うんですが、やはり将来に向かって人口減少するっていうところは、いろんなところで不安要素って掲げてると思います。

その点について、考えてるチームがあるんじゃないかと推測するんですが、実際見えてくるわけではないので、その辺り、ある意味若手にとってはチャレンジということになるかなと思いますので、将来人口減少した場合とか、あるいは予算がすごく少なくなってしまった場合に、どこまでやるのか、何を守って何を守らないのか、というあたりについても、具体的な議論というのも、表に出ないまでも、進めていくっていう作業を進めておいていただければなというふうに思っております。

以上です。

(長林会長)

ありがとうございました。

それでは県の方ですね、いくつか課題がありますので、直接の御回答でなくとも結構です。

お考えなどをまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

はい。

環境保全について、お話いただきました。

こちらにつきましては、詳細について1月31日に行われます流域の協議会について、鳥類、植物の詳細について御説明させていただくと福大の塘先生とか、黒沢先生に御意見を伺いながら河川改修のあり方を今検討しているところでございます。

その他の河川環境調査の結果等につきましては、後日委員の皆様方に御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

(長林会長)

ありがとうございました。

(事務局)

続きまして、河道掘削後の予算の件でございます。

先ほど西郷村でも、河道掘削後、堆積した土砂が増えているお話ですとか、高松委員のほうからも、予算確保が必要だとお話いただきました。

それについては、引き続き予算確保できるように努めてまいりたいと考えてございます。

続いて、生物の件についてです。

工事を一気にやると底生生物などがなくなるというところについては、先ほど水澤委員の方から一気にやるのではなくて、部分的に残してというアドバイスもいただきましたので、そういったアドバイスも踏まえながら、工事については配慮していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(長林会長)

ありがとうございました。

大分時間超過して申し訳ございません。

私もお話したいことが沢山あるんですが、1点だけちょっとお願いがあってですね、終わりにしたいと思いますが、先程の資料3の中で、13ページ、12ページ、11ページで、調整池が効果を発揮しました、河道掘削が効果を発揮しましたという、こういうものがあるんですね。

私何を言っているかっていうと、今、流域治水で県も国も発信をしております。

流域治水の大事なことは、河道で保たれない分を流域で担保しなきゃいけない。

そのためには何をしなきゃいけないかってことは出てるんだけど、それやったことの効果が中々見えてこない。

ですから、是非、こういう水位低下とか、それから環境保全とか調整池が有効になったっていうことをしっかり出していただいて、流域治水の効果、ゴールに対する効果はこういうことですよっていう見せ方をどんどん、災害の後に結果出ますので、そういうものを踏まえて、みんなで守っていくと達成されるんだというものを強調してもらえたらと思うんです。

是非お願いしたいと思います。

私ばかり話して申し訳なかったんですが、それでは皆さんから御意見いただきましたので、以上で終了したいと思います、よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(長林会長)

どうもありがとうございます。

それでは事務局お願いします。

(司会)

長林会長ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

委員の皆様におかれましては、今後も貴重な御意見をいただきますようお願い申し上げます。

それでは以上をもちまして、第27回福島県河川審議会を閉会させていただきます。

大変ありがとうございました。

以上のとおり相違ないことを証します。

丹野 孝典

鈴木 深雪
